

議案第十四号

港区介護保険条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清 家 愛

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号イ中「以下この項及び付則第十条第一項において」を「付則第九条第一項を除き、以下」に改める。
付則に次の三条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第十一條 第一号被保険者（令和八年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において区に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、令和七年の

合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万千円以上六十五万千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第七条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ及び第十八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によつて計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が六十五万千円以上百六十一万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第七条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ及び第十八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の

規定によつて計算した金額に十万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第七条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ、第十五号イ、第十六号イ、第十七号イ及び第十八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によつて計算した金額に六十五万円から令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。
（令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第十二条 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第七条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者が

あるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。

一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除く。）であつて、令和八年度分の地方税法の規定による特別区民税の賦課期日において区に住所を有するもの（同法第二百九十四条第三項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万千円以上六十五万千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万千円以上百六十万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和

七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万千円以上六十五万千円未満であり、かつ、港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）第十一条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万千円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万千円以上百六十万九千円未満であり、かつ、港区特別区税条例第十一条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、港区特別区税条例第十一条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得

控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第七条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されている者とみなす。

（令和八年度分の保険料に関する減免の特例）

第十三条 区長は、第一号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員が、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該第一号被保険者に係る令和八年度分の保険料について、第十六条第一項の規定にかかわらず、保険料の納付義務者の申請によることなく、保険料を減免することができる。

一 令和七年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていない者に該当する場合
二 前条第一項第一号に掲げる者に該当する場合

三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める場合に該当する場合
イ 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者 前条第一項第二号イに掲げる場合
ロ 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による特別区民税が課されていない者 前条第一項第三号イに掲げる場合

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説明)

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百二十号）の施行による介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、令和八年度における第一号被保險者の保険料率の算定等に係る特例を定めるため、本案を提出いたします。